

三菱高島炭鉱の

災害実態調査報告

またも石炭政策が ひき起したガス爆発

人殺し合理化封ずる闘いを

本年七月以降ガス突出、坑内火、災、または坑内出水など、従来にないほど、炭鉱で重大災害が相次いでいる。

石炭経営を黒字にするという第六次石炭政策もまた、文字通り炭鉱労働者を犠牲にするものではないかと、明らかにしている。

オイルショック以降、「石炭見直し」というかけ声は、職場における生産第一主義、保安無視によって、われわれ炭鉱労働者が期待した労働条件の向上と保安の確立の方向とは逆に、ますます炭鉱に働く労働者の生命を脅かし、傷つけ、死に至らせた。炭鉱高島支部が、メタンガスなどの防止に

災害の状況

十一月一日午前十一時五分頃、高島炭鉱九御三戸胡麻(海面下深さ五百メートル。坑口より五千八百メートル。延長百三十メートル。傾斜三十度)において、四回目の発破の後約二三分してガス爆発が発生した。

掘削のガス量は平常入気側で〇・七〇・八〇、排気側で一・〇〇・一・一〇くらいあり、災害発生当時は限界以上のメタンガスが湧出していたものと考えられる。

長崎の高島炭鉱の今回のガス爆発も、その一つである。炭高島支部が、メタンガスなどの防止に



三菱高島炭鉱の社葬。こうして今年は瀬発している災害で石炭政策、石炭資本のため犠牲となる炭鉱労働者がふえている

被災者の概況

坂田さんは坑内入気坑道で食事後、現場巡回に向かう途中爆発にあい、爆風にハネ飛ばされて頭を棒に打ちつけ、その反動でパンツァーコンベアのなかに倒れこんで、数千メートル流されたところを、遺体となって発見された。

横田さんは、三人の同僚と排気坑道で作業中に、CO中毒のため死亡。外傷はない。

CO中毒症

被災直後、血液中の一酸化炭素(ヘモグロビン四〇%)以上の人が四人いたが、(この人は現在北九州市の小倉労災病院で治療中)初期の手当てがよかつたため、五日後に一〇・五%まで下がっている。

重症者二十五人全員CO中毒症と診断されていて、付添う家族たちは三池の事情に通じているところから、心配している。

でも高島のごんどの場合、三池大災害のとき比べ、COガスにさらされた時間が短かつたう

がんばろう「遺族会」

太洋火災裁判12回公判に参加して

宮脇好光

え、初期の手当ても遅っていると、(二)被災者に対する救済方法と完るから、安心はできないにしても比較的軽くすむものと思われ

高島支部の取り組み

被災者の救済に全力をあげ、会社に対し、全鉱にわたる操業停止を申し入れている。団体交渉での対会社追及点は――

(一)原因の徹底究明と保安確立
入坑点検による現場の実態把握

炭労の現地対策活動

被災直後、炭労は直ちに現地対策委員会を設置。(委員長は炭労の野呂事務局長)

政府・自民党の独占資本奉仕の石炭政策、強行されてゆく人殺し合理化に対するたたかいを、この際一段と強化しなければならぬ。

(この項、蒲池書記長担当)

中重雄証人は、増改築工事は昭和四十九年一月末完成の予定で、火災当時(昭和四十八年十一月二十九日)は、本館既設部分の防災工事はスプリンクラーの接合避難袋の設置等が残っていた、このへまをひらかれました。

証言に立った太洋デパート増改築工事の設計管理責任者である田中重雄証人の証言から――

①人事課は消防関係事務をあつかっていなかった。②電話交換機は人事課に属せず、大洋友の会に属していた。③人事・営繕関係は役員のみで、山口友記事務が処理していた。④太洋には、文書規定や職務権限規定などの諸規定がほとんどなかった。――などのことが明らかにされました。

さらに昭和四十五年六月、防災管理者であった古閑光元元営繕部長が退職したあと、同管理者を決めず放置し、昭和四十七年に吉田証人にたまたま防災管理者選任届の用紙が回って来たことから、営繕課の一社員にすぎない園田正満(刑事訴訟で起訴中)をこれにあてていた、といううさんばが判明しました。

はじめは太洋デパート公判に参加して感じた事は、一日数千人も客が入りするデパートの増改

春闘共闘体制固まる

結合深め生活防衛へ

避けられぬ三井との対決

大牟田地評

去月十九日定期大会を開催、七六年度の運動方針を確立したばかりの大牟田地評は、早くもこの十二日、七六春闘共闘委員会を結成。中央・県段階ですでに発足している春闘共闘委員会との固い結合により、市民との連帯をさらに強めながら、最低賃金の確立、雇用保障の実現、社会保障の強化など共通する課題を追究するため、秋一年末、来春とつらぬ闘いを共闘で闘う体制を固めた。

具体的な取り組み

大牟田春闘共闘は、前記のようから、その統一要求の達成を目指し、争の強化・地場賃金の引き上げに中央・県の共闘と手をこまねかすと同時に、とくに独自の重点課題

題として次の四項を掲げている。

- (1)賃金闘争・最低賃金制確立闘争
- (2)失業反対・雇用保障確保

(3)地方自治確立闘争の推進。
(4)調査活動の充実・強化。

右の各課題を実現するため、同共闘は次の具体的取り組み、同地場賃金引き上げについて

大牟田は一般に「低賃金の谷間」といわれているが、これは三井鉱山をはじめとする低賃金政策がもたらしたものである。

三井鉱山の低賃金を基礎に、下請や中小企業労働者をさらに劣悪な賃金でおさえる構造が型づくられていて、これから見ても、三井資本の低賃金政策を打破すること、大牟田のすべての労働者の生活条件を引き上げるカギだ、という認識をもって活動を起こす。

そのための職場間交流、業種別の共闘、交流の強化、親組合と関連下請企業労働者との交流、中高

年・婦人労働者対策など取り組む。

最低賃金制確立闘争

この闘争は従来から闘われてきたものの、ほとんど成果があがらず受け継がれてきた。

だがいま「全野党共同法案提出」「労働四団体の統一要求」と「地方自治体や職業安定所などへの働きかけ、それに雇用不安が起きる場合の対策」

地方自治確立闘争

自民党政府の大企業優先、地方自治無視、中央集権化政策は、地方自治体の行政・教育の危機をますます深刻にしている。大牟田は、赤十字連合体への転移を至急、市長・保守側は、この危機を自治体労働者の人件費削減、住民福祉切り捨てなどで切り抜けようとしている。

取りもどすべきで、そこに市民と統一しての闘いの取り組みが不可欠となっている。そのため、次の具体的行動を推進する。

地方自治対策会議の設置、地方自治・教育の研究活動、年金改善闘争の強化、高令者協議会大牟田支部を中軸に、高令者対策の強化など。

スト権奪還闘争について

対策会議を設け、闘いを公労協から地評全組織へ広げることが課題となる。

以上のため教育・調査・財政などを強めて具体的に取り組み、勤者の生活防衛の上で、大牟田の労働者の、秋一年末・春を闘った、といううさんばが判明しました。

筆者は、三池大災害裁判原告団